

# 『教えて、BUN先生』

「BUN先生」こと長岡文明先生



vol.3

## 第三回 一般廃棄物と産業廃棄物



LISA

皆さん、こんにちは。まずは、前回までの復習、確認してみましょうね。「0円取引」「逆有償」等の特殊なグレーゾーン以外の通常の取引においては、次のように覚えていてまずは差し支えない。  
廃棄物とは、不要な物、すなわち日本の通常の社会生活では、いらなくなった物である。  
有価物とは、価値のある物、すなわち日本の通常の社会生活で売買の対象になっている物である。と、言うことでよかったですか？センセ。

そうだね。いろんなグレーゾーン、複雑なパターンはあるけど、そこに引っかかっていたんじゃ、進まないで、そこはもっと知識を深めてから復習することにして、次に進もうか。

BUN



LISA

「有価物と廃棄物」の次は、いよいよ、一般廃棄物と産業廃棄物ね。ここはりさも勉強したわよ。

そう、頼もしいね。じゃ、質問。「動物園の象さんのうんちは一般廃棄物でしょうか？産業廃棄物でしょうか？」「産業廃棄物なのに間違っ、一般廃棄物処理業の許可しか持っていない人に処理を委託しました。どの位の罪になるでしょうか？」

BUN



LISA

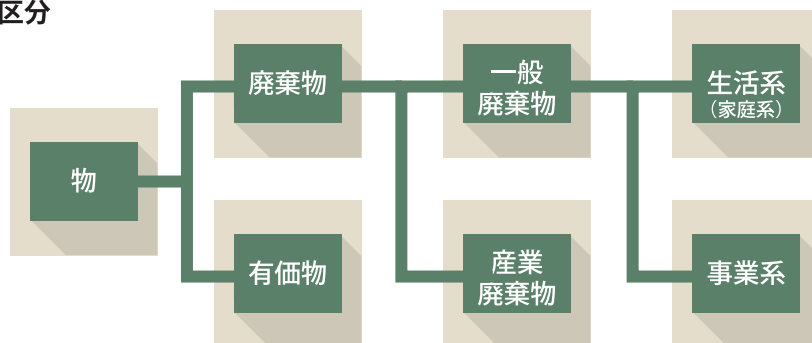
＼(◎o◎)／！センセ、意地悪。もっと素直な問題にしてよ。

ごめん、ごめん。じゃ、前回の図をもう一度戻って、続きを勉強しよう。

BUN



図 物の基本的区分



まず、廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に分かれる。ちなみに、法律ではまず産業廃棄物を決め、それ以外は一般廃棄物としているんだ。

BUN



LISA

ということは、一般廃棄物から覚えるって言うのは不可能ってことね。まず、産業廃棄物を覚えて、それ以外の廃棄物が一般廃棄物ってことになるのね。



そうだね。さて、日常生活に伴って生ずるのが一般廃棄物で、事業活動に伴って生ずるのが産業廃棄物となっていれば、分かり易いけど、そうはなっていないんだ。事業活動に伴って生じた廃棄物であっても、産業廃棄物とはならず、一般廃棄物に分類される物があるので注意する必要がある。



LISA

そうそう、ここはりさも引っかけたところ。普通は、事業活動から出てくる廃棄物は産業廃棄物ってなりそうなところよね。なんで、こんな決め方したのかなあ。

りさちゃんはまだ生まれていない昔々の話になるけど、廃棄物処理法がスタートした昭和40年代は、市町村は最終処分場（埋立地）や焼却炉は持ってたけど、民間で廃棄物の処理施設を持っているところは、ほとんどなかった。まあ、一部の大手企業では自社の廃棄物を処理するための処理施設を持っている会社はあったけどね。

こういう状況に於いて、中小零細企業のラーメン屋さん、八百屋さん、床屋さんに「自分の廃棄物は自分で処理してください。」と言っても、具体的な「受け皿」がない。そこで、当時の市町村が所有していた埋立地や焼却炉でも受け入れ可能な廃棄物は「一般廃棄物」として、市町村で受け入れるって制度、体制を作ったようだね。

根本的には、その制度を今でも踏襲しているので、「事業活動を伴っていても一般廃棄物」っていう、いわゆる「事業系一般廃棄物」というカテゴリーがあるんだね。



LISA

へえ～、そんな歴史的経緯があるのかあ。「産業廃棄物」って言葉としても「産業」って付いているし、廃棄物処理法第2条第4項の産廃の定義にも「事業活動に伴って」って形容詞が付くから、「事業活動に伴って発生する廃棄物」は全部、産廃って思っちゃうけど、違うのね。

そうだね。「産業廃棄物」は、事業活動に伴って発生した廃棄物のうち、廃棄物の発生量やその物の性質から、法及び政令で定めるものをいい、これに該当しない廃棄物は「一般廃棄物」として取扱うって、ことだね。



LISA

ちょっと、頭が混乱してきたから、整理する時間ちょうだい。

じゃ、続きは次回ってことで(^-^)/



## Summary



## BUN先生の今回のまとめ

事業活動を伴って排出される廃棄物でも一般廃棄物になるものがある。これを「事業系一般廃棄物」と呼称している。

## 今回の練習問題

事業活動を伴わずに発生する産業廃棄物は無い。○か×か。  
答えは次回のメルマガで(^-^)/

## 前回の問題の解答

Q 総合判断説の「要因」とされるものには、どのようなものがあるか？

A 「物の性状」「排出の状況」「通常の見取形態」「取引価値の有無」「占有者の意志」の5つが挙げられている。